

静岡県内の「特定(産業別)最低賃金」の適用産業(業種)一覧

最低賃金の名称	日本標準産業分類 (平成 25 年 10 月(第 13 回)改定)		
パルプ・紙・加工紙製造業	E141	パルプ製造業	E140
	E142	紙製造業	
	E143	加工紙製造業	
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	E191	タイヤ・チューブ製造業	E190
	E193	ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	
鉄鋼、非鉄金属製造業	E222	鉄鋼・製鋼圧延業	E220
	E223	製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)	
	E224	表面処理鋼材製造業	
	E225	鉄素形材製造業	
	E2293	鋳鉄管製造業	E230
	E232	非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)	
	E233	非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)	
	E234	電線・ケーブル製造業	
	E235	非鉄金属素形材製造業(E2355 非鉄金属鍛造品製造業を除く)	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	E25	はん用機械器具製造業(E251 ボイラ・原動機製造業を除く)	E250
	E26	生産用機械器具製造業	E260
	E27	業務用機械器具製造業(E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、E274 医療用機械器具・医療用品製造業、E275 光学機械器具・レンズ製造業、E276 武器製造業を除く)	E270
	E311	自動車・同附属品製造業	E310
	E313	船舶製造・修理業、船用機関製造業	
	E315	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	
	E319	その他の輸送用機械器具製造業(E3191 自転車・同部分品製造業を除く)	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	E280
	E29	電気機械器具製造業(E2973 医療用計測器(心電計製造業を除く)を除く)	E290
	E30	情報通信機械器具製造業	E300
各種商品小売業 (百貨店等、衣、食、住(衣、食以外)にわたる商品を販売する事業所)	I 56	<p>各種商品小売業 衣、食、住(衣、食以外)にわたる各種の商品を一括して一の事業所で小売する事業所で、次の2業種が該当します。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">I 561 百貨店、総合スーパー</p> <p>衣、食、住(衣、食以外)にわたる商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の事業所で、従業者が常時50人以上の事業所</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">I 569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)</p> <p>衣、食、住(衣、食以外)にわたる商品を小売し、そのいずれも小売販売額の50%に満たない事業所で、従業者が常時50人未満の事業所 (取扱商品が、衣、食、住にわたらないものは、各種商品小売業には該当しません)</p>	I 560

純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が左記産業に分類されるものに限る)

管理、補助的経済活動を行う事業所(左記産業に係るもの)

「日本標準産業分類」の各項目の説明、内容など詳しくは、
 総務省統計局HP (http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm) から確認できます。

お問合せは、静岡労働局労働基準部賃金室 (054-254-6315)、またはお近くの労働基準監督署まで。
 静岡労働局HP <http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>